

京 都 大 学 経 済 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第 1 学 科</p> <p>第 1 条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。  <u>経済学科</u>  <u>経営学科</u></p> <p>第 2 条 学生の学科への分属は、教授会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 2 入 学</p> <p>第 3 条 } (略)            第 4 条 }</p> <p style="text-align: center;">第 3 修 学</p> <p>第 5 条 } (略)            第 6 条 }            第 7 条 }            第 8 条 }            第 9 条 }            第 9 条の 2 }            第 10 条 }            (中 略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 学 士 の 学 位 授 与</p> <p>第 1 3 条 4 年以上在学し、学部定めるところにより、1 2 4 単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第 5 4 条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>2 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することがある。</p> <p>(1) <u>第 7 条、第 8 条及び第 9 条の規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数</u></p> <p>(2) <u>第 9 条の 2 の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位数</u></p> <p>(3) <u>通則第 2 1 条第 1 項の規定により短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数</u></p> <p>(4) <u>通則第 2 2 条第 1 項の規定により本学に入学する前に大学又は短期大学において履修し修得した単位数（大学設置基準（昭和 3 1 年文部省令第 2 8 号）第 3 1 条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）</u></p> <p>(5) <u>通則第 2 2 条第 2 項の規定により本学に入学する前に行つた短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数</u></p> <p>3 第 1 5 条の規定により本学他学部から本学部に転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第 1 項の単位数に通算することがある。</p> <p>4 第 1 項の規定にかかわらず、第 3 年次に入学した者の学士の学位授与に必要な単位数は、別に教授会で定める。            (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 学 科</p> <p>第 1 条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。  <u>経済経営学科</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 入 学</p> <p>第 2 条 } (同 左)            第 3 条 }</p> <p style="text-align: center;">第 3 修 学</p> <p>第 4 条 } (同 左)            第 5 条 }            第 6 条 }            第 7 条 }            第 8 条 }            第 9 条 }            第 10 条 }</p> <p style="text-align: center;">第 5 学 士 の 学 位 授 与</p> <p>第 1 3 条 (同 左)</p> <p>2 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することがある。</p> <p>(1) <u>第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数</u></p> <p>(2) <u>第 9 条の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位数</u></p> <p>(3) }            (4) }            (5) } (同 左)</p> <p>3 }            4 }</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。            2 平成 2 0 年度以前に入学した者の学科への分属の取扱いについては、改正後のこの規程にかかわらず、なお従前の例による。</p>